大津市の就労支援及び通所施設利用の手引き

- **おおつ障害者働き・暮らし応援センターの紹介**
- **就労相談及び支援施設の紹介**
- **生活介護施設とは**
- **自立訓練施設とは**
- **就労移行支援施設とは**
- **就労継続（Ａ・Ｂ）施設とは**
- **就労定着支援とは**
- **総合支援法に基づく日中施設の利用方法**
- **相談支援事業所を利用する**

大津市障害者自立支援協議会のホームページにて大津市の各障害福祉サービス事業所（相談支援事業所、グループホーム、就労系通所事業所、放課後等デイサービス、日中一時支援事業所）の空き情報や支援内容等を公開しています。協力をしていただいている事業所のみの掲載で、全事業所掲載はしておりませんのでご注意ください。
下記 URL または右の QR コードからサイトに入れます。
https://onl.bz/y4xHjcm

発行元：大津市立やまびこ総合支援センター内生活支援センター
問い合わせ：生活支援センター　℡077-527-0486、Fax077-527-0334

“働き・暮らし応援センター”のご紹介

障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする機関として、ご本人様・ご家族様・企業様からからのご相談に無料で応じています。「雇用支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」等が配置され、仕事に関する相談はもちろん、仕事をする上で基本となる生活に関するご相談も受け付け、自立した生活をするための支援をしています。

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問を実施します。

○就労面での支援

・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
・就職活動の支援
・職場定着に向けた支援
・障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
・関係機関との連絡調整

○生活面での支援

・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
・住居、年金、余暇活動などの地域生活、生活設計に関する助言
・関係機関との連絡調整

おおつ障害者働き・暮らし応援センター Hatch　はっち
開所時間　平日 9:00～17:00
〒520-0044　大津市京町 3-5-12 森田ビル３階
電　話：０７７－５２２－５１４２
ＦＡＸ：０７７－５２２－５１０３
メール：hatakura@y7.dion.ne.jp

就労支援など　関連機関の紹介

障害者職業センターとは

草津市にあり、障害のある人を対象に職業評価や職業訓練、ジョブコーチなどの支援を行います。また、休職している人の復職支援も行っています。

テクノカレッジ草津とは

テクノカレッジ草津は高等技術専門校草津校舎の愛称です。サービス系の仕事をめざす知的障害の方を対象に、販売や事務の職場で発揮できる知識と技能を獲得して職業自立できるよう訓練できる総合実務科が設置されています。利用するためにはハローワークに相談が必要です。

ハローワークとは

ハローワークとは公共職業安定所の愛称で、求職者に対して就職（転職）についての相談・指導や、適性や希望にあった職場への職業紹介、雇用保険の受給手続きを行うところです。

滋賀県社会的事業所とは

滋賀県独自の制度です。「共に生き働く場」として経済活動をにないます。全員と雇用契約を結び、最低賃金を保障します。障害のある人もない人も対等な立場で同じ労働者として働く事業所です。大津市には４か所あります。

- ねっこ共働作業所
- くらしの宝島
- 印刷工房ルーツ
- 掃除屋プリ

総合支援法に基づく日中施設の紹介

障害福祉サービスとしての日中通う場としては以下の通所先が整備されています。

＊就労や自立生活に向けた訓練を行う場

・自立訓練施設、就労移行支援施設

＊支援を受けながら就労する場

・就労継続Ａ型支援施設、就労継続Ｂ型支援施設

・社会的事業所

＊支援を受けながら、様々な本人にあった活動に参加して社会参加を行う場

・生活介護施設

生活介護施設とは

☆目的

自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障害のある方の社会参加と福祉の増進を支援します。安心して希望する活動を行えるようにします。

☆対象者

・障害支援区分３以上

・５０歳以上の場合は　障害支援区分２以上

☆サービス内容

・入浴、排せつ、食事等の介助

・調理、洗濯、掃除等の家事

・生活等に関する相談、助言

・創作的活動、生産活動の機会の提供

・身体機能や生活能力の向上のために必要な援助

☆生活介護の利用にあたって

・開所日は基本平日で土曜日も月数回開所しているところもあります。

・食事は給食の提供のところとお弁当を購入して二次調理をするところとあります。

・生活介護は送迎支援を行っています。個別送迎とバス送迎とあります。生活介護の通所時間は９時代から１６時代のところが多く、１０時までに自宅迎え、１７時くらいまでに自宅送りする事業所が多いです。

自立訓練（機能訓練）とは

☆目的

身体障害のある方または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

☆対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害のある方、または難病を患っている方。具体的には次のような例が挙げられます。

⑴　入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

⑵　特別支援学校を卒業した方であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

☆サービス内容

- 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション
- 生活等に関する相談、助言
- その他の必要な支援
- 基本２年間の利用期限があります。最大１年間の延長があります。

自立訓練（生活訓練）とは

☆目的

・自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた方などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障害のある方の地域生活への移行を支援します。

☆対象者

・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害のある方・精神障害のある方。

☆サービス内容

・入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練
・生活等に関する相談、助言
・その他の必要な支援
・自宅で訪問する支援を行います。
・基本２年間の利用期限があります。最大１年間の延長があります。

☆おおつならではの就労移行支援

高校を卒業して多くの若者が大学や専門学校に進学して進路を模索できるモラトリアムの期間が保障されています。しかし、特別支援学校高等部卒業後の進路の多くは、福祉的就労という現実があります。それに対して大津圏域では障害のある若者に対してモラトリアムを保障すべきではないかと議論になりました。そこで、大津市では 18 の春を豊かなものにすべく、４年間の学びの場を生活訓練と就労移行を組み合わせて整備しました。「くれおカレッジ」「きずな」「におの浜スコラ」と大津市内に３か所整備されています。

就労移行支援事業とは

☆目的

・就労を希望する 65 歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。

☆対象者

就労を希望する 65 歳未満の障害のある方であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な方

☆サービス内容

・生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて行う、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練。求職活動に関する支援、利用者の適性に応じた職場の開拓
・就職後における職場への定着のために必要な相談や支援
・基本２年間の利用期限があります。最大１年間の延長があります。

就労継続支援の利用にあたって

・仕事内容は清掃作業、農作業、木工、食品製造、箱折り、工場下請け、販売等、事業所によって特徴があります。
・事業所での行事等があるところが多いです。
・食事はお弁当を職場で購入または各自持参するところが多いです。
・就労支援事業所は自主通所のところが多いですが、最寄り駅まで等の事業所送迎をしているところもあります。
・通所時間は９時代から１６時代のところが多いです。開所日は平日基本で土曜日も月数回開所しているところがあります。
・B 型の工賃は平均工賃１.５円万台ですが、事業所や各利用者の働き方によって変わってきます。Ａ型は最低賃金以上の給与となります。
・本人のニーズに応じて複数の事業所を利用することも可能です。

就労継続支援Ａ型施設とは

☆目的
・企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。

☆対象者
・企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の方（利用開始時 65 歳未満の方）。

☆サービス内容
・生産活動その他の活動の機会の提供（雇用契約に基づく）
・就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練

就労継続支援Ｂ型施設とは

☆目的

・雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援（Ａ型）や一般就労への移行を目指します。

☆対象者

・就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。具体的には次のような例が挙げられます。

⑴　就労経験がある方であって、一般企業に雇用されることが困難となった方

⑵　就労移行支援事業所等で就労アセスメントを受けた方

⑶　⑴⑵に該当しない方であって、50 歳に達している方または障害基礎年金１級受給者。

☆就労アセスメントについて

・就労移行支援事業所等（障害者就業・生活支援センター）が、面談や作業観察によるアセスメントを行い、支援対象者の就労面の情報（作業能力、就労意欲、集中力等）を把握しアセスメント結果を相談支援事業所等に提供。相談支援事業所等は、就労アセスメント結果を参考に、利用者のニーズを踏まえた適切なサービス利用のための相談支援を実施。Ｂ型事業又は就労移行支援事業利用のためのサービス等利用計画案の作成資料を開始します。

☆サービス内容

・生産活動その他の活動の機会の提供

・就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練

就労定着支援とは

☆目的

・就労の継続を図るために、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や就労に伴う環境変化により生じた生活面・就業面の課 題解決等に向けて必要な支援を行います。

☆対象者

・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である６月を経過した人。

・就労移行支援等の利用を経て、就労を継続している期間が６月以上３年６月未満の方。

⇒就労定着支援事業をしていない就労移行支援事業所等を利用している方に関しては、企業就労後の就労定着支援はおおつ働き暮らし応援センターにて基本行います。

☆サービス内容

・利用者との対面による支援を月１回以上行います。状況を把握する中で、職業生活上の課題が生じた場合には、本人に代わって就労定着支援員が 課題を解決するだけではなく、本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得できるようになることを目的に支援を行います

・最大３年間利用できます。

利用者負担金について

障害福祉サービスを利用した場合は費用の一割が利用者の自己負担ですが、負担上限月額が設定されています。そのため、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。なお、食費等は別途かかります。

（本人および配偶者の所得で判断します。）

市民税課税世帯	年間収入 600 万以上	37,200 円
	年間収入 600 万以下	9,300 円
市民税非課税世帯	年間収入 300 万以下	０円
生活保護世帯		０円

総合支援法に基づく障害者支援事業所の利用方法

１．相談

・障害者支援事業所を利用したい場合は大津市内にある相談支援事業所、働き・暮らし応援センターに相談してください。相談員が障害者支援事業所利用に関する相談にのります。

２．見学及び実習

・本人の希望にあった障害者支援事業所を相談員と共に探して、見学や実習を行います。

３．障害者支援事業所との話し合い

・利用したい障害者支援事業所が見つかったら、利用が可能かどうか、また可能な場合どのように利用していくかの話し合いを関係者で集まって行います。

４．支給申請と障害支援区分認定調査

・障害者支援事業所の利用が正式に決まったら、相談支援事業所にサービス利用のためのサービス等利用計画書の作成を依頼します。
・生活介護を利用する場合は区分認定が必要です。

５．サービス等利用計画の作成と支給決定

・障害福祉課が申請書やサービス等利用計画などを確認して、支給が決定されて、受給者証が届きます。

６．契約

・事業所と契約をします。契約には印鑑と受給者証が必要となります。

７．サービス利用

・障害者支援事業所のサービス管理責任者が利用希望を聞き取り、個別支援計

画を作成して、本人に必要な支援を提供します。

・サービスを利用したら、サービス提供実績記録表に印鑑を押します。

・事業所からサービス利用の請求書が届いたら、利用者自己負担金を支払います。

＊利用者自己負担上限月額は所得によって１ヶ月に支払う限度額が決まっています。その限度額を超えて利用した場合は、限度額以上は支払う必要がありません。

＊食費は別に必要です。

８．利用のふりかえり

・定期的に相談員がサービスの利用状況や利用の感想をお聞きします。

・利用にあたって問題があった場合は関係者で集まって話し合いを行います。また、場合によっては利用の見直しを行います。

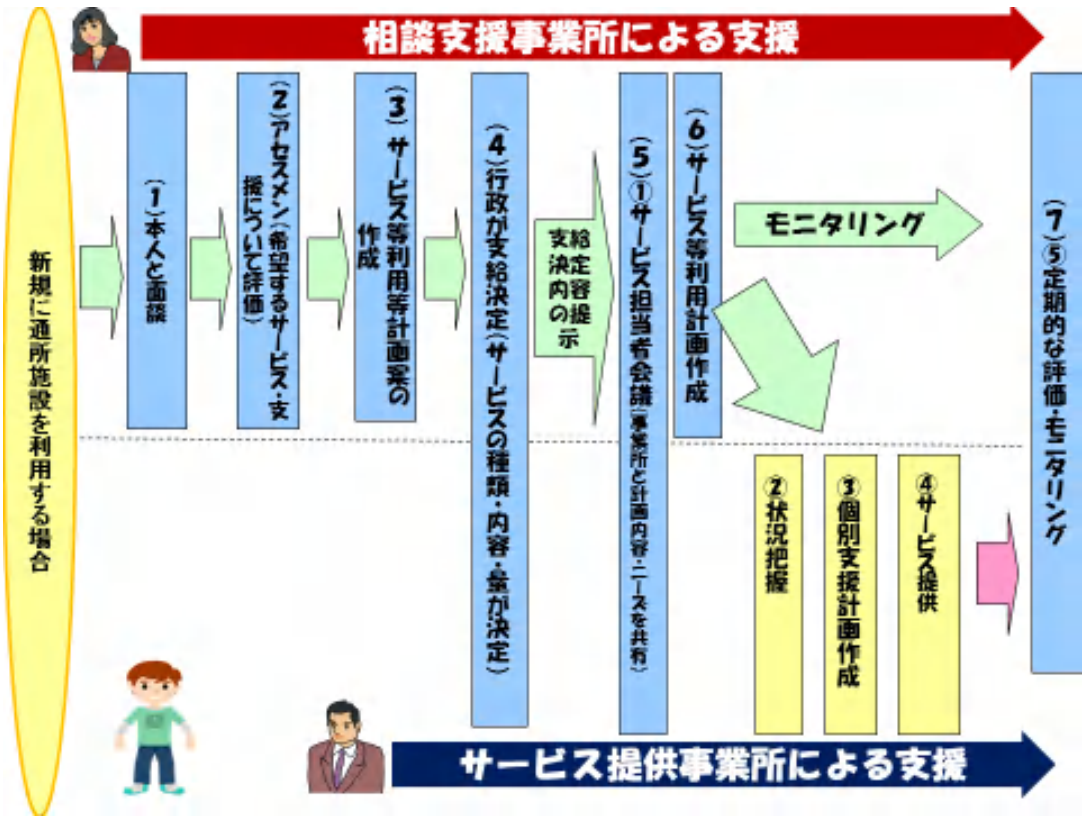

相談支援事業所を利用する

・大津市では障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう大きく分けて下記の２つの相談支援事業を実施しています。

① 障害福祉サービス等を利用するための計画相談　(指定特定相談支援事業所)

・生活介護、就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援、生活訓練の障害福祉サービスを利用するときは計画書の作成が必要となります。

② 地域で暮らすための一般的な相談　(委託相談支援事業所)

・障害のある人の地域生活における様々な問題について、障害のある当事者、ご家族、他機関の支援者等からの相談に応じ、必要と思われる社会資源に関する情報提供や利用に向けた支援等を行うほか、社会生活力を高めるための個別支援や権利擁護のために必要な援助も行います。

大津市内の計画相談の事業所一覧　2022 年 4 月現在

名　称	法人名	所在地	電　話	FAX	計画相談支援	委託相談支援
（北部子ども療育センター内）わくわく相談支援事業所	大津市	大津市和邇中176-1	077-594-8415	077-594-8416	未就学児に対応	
(やまびこ総合支援センター内)やまびこ相談支援事業所	大津市	大津市馬場二丁目13-50	077-527-0467	077-527-0293	未就学児に対応	
木戸障害者相談支援センター	社会福祉法人大津市社会福祉事業団	大津市木戸709	077-592-8022	077-592-8018	身体障害者、知的障害者、児童に対応	○
ここ・ステップ	株式会社アバンザール	大津市和邇中125-5	090-9988-5162	-	身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童に対応	
彩葉ケアサポート	合同会社三善	大津市清和町20-8	050-3786-9027	077-502-2131	身体障害者、知的障害者、児童に対応	
ブリッジ	株式会社ドリーム	大津市真野二丁目27-1	077-575-7858	077-575-7858	身体障害者、知的障害者、児童に対応	○
らん相談支援事業所	合同会社Ranju	大津市今堅田二丁目31-27	080-3809-9107	077-573-9107	主として児童に対応	○
相談支援事業所ひびき	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市唐崎三丁目1-15	077-578-5720	077-578-5740	主として知的障害者、児童に対応	○
相談支援事業所トモ	合同会社共	大津市穴太三丁目2-12	077-572-5207	077-572-5207	身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童に対応	
精神障害者地域生活支援センターオアシスの郷	医療法人藤樹会	大津市桜野町一丁目10-5	077-510-5725	077-510-5726	主として精神障害者に対応	○
(やまびこ総合支援センター内)生活支援センター	大津市	大津市馬場二丁目13-50	077-527-0486	077-527-0334	主として知的障害者、児童に対応	○
障害者生活支援センターいるか	社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会	大津市におの浜四丁目2-33大津市立障害者福祉センター内	077-527-2355	077-527-2355	主として身体障害者に対応	○
ひなた	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市中庄二丁目2-11	077-525-9520	077-525-3290	主として知的障害者、児童に対応	○
Quocare	株式会社LSH	大津市晴嵐一丁目3-21	077-535-5852	077-575-3553	身体障害者、知的障害者、児童に対応	○
HIEN相談支援事業所	合同会社HIEN	大津市璽谷2-15	077-575-3087	077-575-3087	身体障害者、知的障害者、児童に対応	
相談支援事業所ぐっど	株式会社グッドライフ	大津市大江三丁目11-17	077-543-6288	077-572-6233	主として知的障害者、児童に対応	○
相談支援センターすまいる・らふ	スマイルケア株式会社	大津市大萱四丁目3-7	077-545-2525	077-545-2526	身体障害者、知的障害者、児童に対応	○
そうだんオフィス	社会福祉法人共生シンフォニー	大津市大萱七丁目6-43びわこ共生モール2階	077-536-5543	077-548-7860	身体障害者、知的障害者、精神障害者に対応	○
障がい児者相談センターみゅう	社会福祉法人しが夢翔会	大津市大萱七丁目6-43びわこ共生モール2階	077-548-7444	077-548-7144	主として知的障害者、児童に対応	○
地域生活サポートセンターじゅぶ	特定非営利活動法人りあん	大津市一里山二丁目2-8	077-548-3511	077-548-3515	身体障害者、知的障害者、児童に対応	○